

第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）に係るパブリック・コメント 実施結果

1 結果概要

(1) 内容	令和3年度を計画開始年度とする第5次朝霞市総合計画後期基本計画について、素案がまとめたことから、市民に御意見を募集しました。
(2) 募集期間	令和2年11月12日（木曜日）から令和2年12月11日（金曜日）まで ※期間中の令和2年11月20日（金）及び11月28日（土）に後期基本計画の策定に係る市民意見交換会を開催し、来場された方の御意見を聴きました。
(3) 意見提出の対象者	(1) 市内に住所を有する方 (2) 市内に事務所または事業所を有する方 (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する方 (4) 市内に存する学校に在学する方 (5) 第5次朝霞市総合計画について利害関係を有する方
(4) 公表した資料	・第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）
(5) 意見提出者数及び意見数	13名、104件 ※後期基本計画の策定に係る市民意見交換会（令和2年11月20日、28日開催）において意見提出票等で提出された意見も含みます。

2 提出された意見等

提出された意見及び意見に対する市の考えは、次ページ以降に掲載しています。

第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）に係るパブリック・コメント

令和2年11月12日（木）から12月11日（金）までの集計分

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
1	48 修正前 90	第2章 健康・福祉 大柱1 地域福祉 中柱(1)地域共生社会の構築 小柱②地域福祉活動への支援	「地域福祉を考える市民の会」というグループに所属している。設立以来十数年、「在宅医療」の重要性を地道に訴えてきた結果が、「まちだ訪問クリニック」につながり、高名な「太田秀樹氏」や「篠田毅氏」、「小堀欧一郎氏」を定例の講演会の講師に招請できるまでになった。つまり90p②「地域福祉活動に取り組む団体等に必要な情報を提供する」のは、福祉相談課ではなく、行政は数多く活動している市民グループの実態をよく理解し、その活動を支援するための財政的裏付けを手厚くすることではなかろうか。	地域福祉に取り組む団体は、各分野において様々な活動をしていただいているので、福祉相談課だけでなく、各部署又は関係機関から必要な情報を提供していきます。 また、地域で活動する団体の財政的な支援も含め、「団体の活動の活性化に向けた支援」に取り組んでいきます。		福祉相談課
2	51 修正前 93	第2章 健康・福祉 大柱2 子育て支援・青少年育成 中柱(1)子どもたちが健やかに育つ環境整備 小柱②特別な配慮が必要な子どもへの支援	・パネル「6 朝霞市の課題は何だろう？」（4）子育て支援内の「問題を抱える家庭」 ・2章健康・福祉 大柱2子育て支援・青少年育成 中柱（1）子どもたちが健やかに育つ環境整備 小柱②特別な配慮が必要な子どもへの支援 「問題」「特別」という文言は受け入れやすい言葉に変えたほうが好ましい。問題視、特別視に抵抗を覚える。困っている、悩んでいる、苦しんでいる市民への支援ということを汲み取れるようにしていただきたい。例えば、「特別な支援」を「手厚い支援が必要なこども」と修正してはどうか。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 ・パネル「6 朝霞市の課題は何だろう？」（4）子育て支援の文章中、「・配慮を必要とする家庭への支援など、子育てのしやすさを実感できるまちづくりを進めていく必要があります」 ・第2章健康・福祉 大柱2子育て支援・青少年育成 中柱（1）子どもたちが健やかに育つ環境整備 小柱②「配慮を必要とする子どもへの支援」	有	こども未来課、保育課
3	55 修正前 97	第2章 健康・福祉 大柱3 高齢者支援 中柱(1)健康で活躍できる地域社会の推進 小柱①健康づくりと生きがいづくりの推進	生きがいづくりを推進、情報提供や講演会とあります、出向いていく後援会のみでなく高齢者対応情報誌の充実を提言します。 外国でも活字を大きくして高齢者が読みやすいものを届ける努力をしている場合もあります。健康寿命延長と社会参加を積極的にというところで生涯学習の「生き方」との関連で教育委員会との連携も必須だと思います。	情報提供には、広報誌や冊子・リーフレットやホームページなど、様々な形態がありますので、可能な限り御指摘のような伝わりやすい工夫をしています。 また、教育委員会に限らず、必要に応じて関連する部署とも連携していきます。		長寿はづらつ課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
4	56 修正前 98	第2章 健康・福祉 大柱3 高齢者支援 中柱(2)自立のためのサービスの確立 小柱③福祉サービスの充実	介護者の支援に取り組みます。とありますが、長寿はつらつ課だけではなく、子ども未来課・産業振興課・教育指導課などのかかわりも提案します。 現在高齢者を介護するのにとどまらず、多岐にわたる介護の実態があります。学齢者・及び離職して親や家族の介護にあたる方々も増えました。勉学の件・離職者の再就職の件など課題が増加して来ていますので、長寿はつらつ課のみではなく多様な制度ができるように願いますので。	長寿はつらつ課はあくまでも主担当として記載されているものであり、P.26（4）高齢者支援（修正後 P.166）の中でも触れられているように、各分野の連携は想定しており、御指摘の子ども未来課・産業振興課・教育指導課など関係各課の関わりは、維持・推進していきます。		長寿はつらつ課
5	57 修正前 99	第2章 健康・福祉 大柱3 高齢者支援 中柱(4)地域包括ケアシステムの推進	地域包括ケアシステムについて、前期期間中にどのような進捗があったのか。状況がよく分からぬ市民も多いと思う。広報等により周知するなど、進捗状況や課題が分かるとよい。	第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）の見出しの中柱「（4）地域包括ケアシステム」につきましては、後期基本計画（素案）より、新たに追加した項目です。 また、前期基本計画におきましては、中柱「（2）自立のためのサービスの確立」において、地域包括ケアシステムの各種取組の推進を位置付けていましたが、前期期間中の具体的な進捗状況につきましては、市ホームページに掲載しています、第6期及び第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度<第6期>・平成30年度～令和2年度<第7期>）に位置付く各種取組の進捗状況を参考にしていただければと思います。 なお、第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間中の地域包括ケアシステム構築に向けた取組の評価につきましては、第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）に掲載する方向で、現在検討中です。		長寿はつらつ課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
6	59 修正前 101	第2章 健康・福祉 大柱4 障害者支援 中柱(3)自立に向けた就労の支援	身体障害の方と比較すると精神障害の方の就労はまだ進んでいないように感じるが、どのような状況か。課題は何か。	朝霞市障害者就労支援センターの登録者における就労状況につきましては、令和元年度実績で、身体障害者が3人、精神障害者が23人、知的障害者が15人です。 課題としては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスによる就労支援（就労移行支援・就労定着支援）との連携・役割分担のほか、一般就労に至らない方のための福祉的就労の場の確保や情報提供の充実が挙げられます。		障害福祉課
7	68 修正前 110	第3章 教育・文化 大柱1 学校教育	国際的に活躍する人材を育成するためには、英語力ではなく母語としての「日本語」の高い能力が必要です。また、物事を論理的に考える、つまり、自分の頭で考える力をつけるには、小学校からの質の高い「理科教育」が必要です。小学校から、これらの専任の教職員（非常勤）を配置することを検討して下さい。	国際的に活躍する人材を育成するためには、外国语教育の推進とともに言語能力の確実な育成も重要であると捉えています。そのため、国語科をはじめ各教科等で言語活動の充実を図っていきます。 また、本市では理科支援員を配置し、教員による理科授業の進め方への提案や、助言、実験観察の支援を行っており、質の高い理科教育を進めているところです。		教育指導課、 教育管理課
8	70 修正前 112	第3章 教育・文化 大柱1 学校教育 中柱(2)確かな学力と自立する力の育成 小柱③伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進	以下のとおり文章を変更すべき。 日本の伝統や文化を深く理解するために、「日本語」の教育の充実を推進する。 その上で、小学校専任外国人講師、中学校英語指導助手を活用し、英語をはじめとした外国語育…支援します。 国際性を育むには、単なるスキルとしての英語能力ではなく、正確な日本語で世界に日本の文化を伝える能力の育成が極めて重要であるとの認識で、「母語としての日本語」能力の向上をはかる教育を推進します。 また、博物館…推進します。	本市においても、「「日本語」の教育の充実」について、重要性を認識しており、各学校では、主体的・対話的で深い学びをすすめるとともに、国語科をはじめ各教科等、全教育活動において言語活動の充実を図っています。御指摘の文言について、表記していませんが、御意見と同様の趣旨が、小柱①や小柱③に含まれているものと捉えています。		教育指導課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
9	70 修正前 112	第3章 教育・文化 大柱1 学校教育 中柱(2)確かな学力と自立する力の育成 小柱⑥共生社会を目指した支援・指導の充実	以下のとおり文章を変更すべき。 多様な学びの場を充実させ、インクルーシブ教育（共生教育）を推進します。	インクルーシブ教育とは、「障害のある方が精神及び身体的な能力を最大限までに発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のない方と障害のある方が共に学ぶ仕組み」と捉えています。「共生教育」という言葉は文部科学省の文書にも使われていないため、このような表現になっています。		教育指導課
10	71 修正前 113	第3章 教育・文化 大柱1 学校教育 中柱(3)質の高い教育を支える教育環境の整備充実 小柱①教職員の資質・能力の向上	以下のとおり文章を変更すべき。 様々な主任会…図ります。 また、教育に関する…図ります。 さらには、これから科学や科学技術の発展に対応出来る人材や、世界で活躍できる人材を育成するには、小学校から「理科」と「日本語」の質の高い教育が不可欠です。小学校の教職員は、必ずしも、理科が専門ではない場合もあります。これを補うために、大学の理学部等を退職した科学の専門家を非常勤で応援を頼み、自然科学に対する理解を深め、これから自然との共生社会実現への布石にする施策を推進します。 また、「語学としての日本語」能力を高める教育を推進します。	①の文末は「図ります」と変更済みとなっています。 また、理科教育に関しては、本市では理科支援員を配置し、教員による理科授業の進め方への提案や、助言、実験観察の支援を行っており、質の高い理科教育を進めているところです。さらに、夏季休業中に児童、市内教員を対象に「わくわく科学体験教室」を開催して、教員の授業力向上とともに理科好きの児童の育成に努めています。 語学としての日本語教育に関しては「言語能力の確実な育成」も重要であると捉えています。そのため、今後も国語科をはじめ各教科等で言語活動の充実を図っていきます。		教育指導課、 教育管理課
11	72 修正前 114	第3章 教育・文化 大柱1 学校教育 中柱(4)学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	学校運営協議会はどの程度開かれたものか。市民団体の参加は可能か。	学校運営協議会の委員につきましては、朝霞市学校運営協議会規則に基づき任命しています。 市民団体の参加につきましては、会議の傍聴は可能です。また、行事等の企画や提案といった形での参加につきましては、各委員を通じて提案ができるものと考えています。		教育管理課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
12	75 修正前 117	第3章 教育・文化 大柱2 生涯学習 中柱(1)生涯学習活動の推進 小柱③団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用	以下を追記する。 市民と協働してパートナーシップカレッジ(仮称)等を設立し、長期的視点に立った人材育成について検討を行います。	本市では人材育成支援制度として、平成16年10月～平成20年7月まで「あさか・パートナーシップカレッジ」を、また、その後、平成21年4月～平成25年3月までは「あさか市民学び支援制度」と事業を行っていましたが、実績が少ないこと、大学や教育機関における公開講座が充実してきたことから当初の目的を一定程度達成したと判断し、事業の見直しを行いました。 市としましては、市民が主体的に学習し、地域の皆さんとともに学習の輪を広めていく「知の循環型社会」の構築のため、現在では市民企画講座、ボランティアバンク登録制度などにより人材育成を行い、市と市民との協働による生涯学習活動を推進しています。		生涯学習・スポーツ課
13	75 修正前 117	第3章 教育・文化 大柱2 生涯学習 中柱(2)学びを支える環境の充実 小柱①学習活動の支援・充実	以下を追記する。 各種補助金の充実整備に努めます。	公民館、図書館では市民向けの補助金の設定はありません。文化財課では、文化財関係団体補助金を毎年交付しており、次年度交付の予定です。 現在、新規補助金を創設する予定がないため、御指摘の追記は差し控えさせていただきます。		中央公民館、図書館、文化財課
14	75 修正前 117	第3章 教育・文化 大柱2 生涯学習 中柱(2)学びを支える環境の充実 小柱②利用しやすい施設の提供	以下を追記する。 中高校生などへの学習する場所の拡充整備の推進を図ります。併せて市民団体等の配布・掲示物が広く市民に周知できる場所の確保作りなどを進めます。	公民館、図書館、博物館では、それぞれ施設のスペースを可能な限り工夫・活用し、中高生への学習の場や情報提供の場を提供しております。現状では、拡充スペースの確保は難しいと考えていますので、原案のとおりとします。 ※現在は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、一部施設利用を制限しております。		中央公民館、図書館、文化財課
15	80 修正前 122	第3章 教育・文化 大柱4 地域文化 中柱(3)地域文化によるまちづくり 現状と課題 小柱①地域文化の発信	現状と課題及び①共通 昨年、第7回を迎えて、1万人以上の市民が参加する「朝霞の森 秋まつり」を追加されたい	素案に記載している本市を代表する四季のイベントを中心に、その他の様々な地域イベントを含め、地域独自の文化として市内外に広く定着するよう広報活動に努めていきます。		地域づくり支援課、みどり公園課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
16	80 修正前 122	第3章 教育・文化 大柱4 地域文化 中柱(3)地域文化によるまちづくり 小柱②地域イベントの支援	「商工会や商店街」の後に「、市民団体等」の文言を挿入されたい	市民団体等が実施する地域イベントなどの活動については、目的、内容などに応じて、関連施策、関係課において必要な支援を位置付けているため、原案のとおりとさせていただきます。		地域づくり支援課、産業振興課
17	85 修正前 127	第4章 環境・コミュニティ 大柱1 環境 中柱(1)住みよい環境づくりの推進	<p>屋外スポーツ施設で発される大声等の騒音を規制する条例の制定</p> <p>生活環境保全のための騒音防止としては、工場などの機械音に限らず、全ての騒音が適切に規制される必要があると考えます。騒音にさらされる側としては、その騒音の発生原因や目的にかかわらず、それがうるさければ一定の被害ないし迷惑を生ずるからです。</p> <p>現に、うちの近所にある屋外フットサル施設では、何の騒音防止設備もなく、屋外で夜23時までフットサルが行われており、フットサルを行っている人の大声やボールを強く蹴る音で我が家ではいつも驚かされ、子どもの就寝が妨害されるなど、生活が妨げられて困っています。近所の人からもそのような声が聞かれます。</p> <p>特に深夜の大声による迷惑は甚大であり、このような騒音が規制されずして生活環境保全のための騒音防止が図られているとは言えないと考えます。</p> <p>規制のための条例制定など、対策をお考えいただきたく存じます。</p>	<p>事業所や工場等からの騒音につきましては、騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、規制基準が規定されています。</p> <p>屋外フットサル施設からの音をはじめ、近隣の方に不快感を与えてしまう音や生活行動による音につきましては、「生活騒音」となりますので、法令等による規制がないことから、生活騒音を規制する条例の制定につきましては、難しいものと考えていますが、生活騒音は日常生活における騒音防止の配慮などが重要であると考えていますので、モラルやマナーの向上について、周知・啓発に努めていきます。</p>		環境推進課
18	85 修正前 127	第4章 環境・コミュニティ 大柱1 環境 中柱(1)住みよい環境づくりの推進 現状と課題	2行目「・・・などの自然環境」の後に「基地跡地の広大な緑地」の文言を挿入されたい	「・・・などの自然環境」の中に基地跡地も含まれるものと考えています。		環境推進課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
19	85 修正前 127	第4章 環境・コミュニティ 大柱1 環境 中柱(1)住みよい環境づくりの推進 現状と課題	現状と課題について、以下のとおり文章を変更する。 本市の魅力である快適で住みよい環境を形成してきた黒目川などの河川や、雑木林、段丘斜面林、残された国有地（基地跡地）の広大な緑地（森）などの自然環境をこれからも保全する必要があります。	「・・・などの自然環境」の中に基地跡地も含まれるものと考えています。		環境推進課
20	86 修正前 128	第4章 環境・コミュニティ 大柱1 環境 中柱(3)環境教育・環境学習の推進 小柱①環境意識の向上	以下のとおり文章を変更すべき。 市民、事業者…提供します。 また、生物多様性の重要性に関する情報を発信するなど…努めます。 特に、生き物の多様性保全のためには、目に見えない、土の中の生き物も大切だという情報を発信する必要があります。コンクリートの使用を可能な限り抑制し、水の循環を阻害しない事が肝要です。 これは、都市温暖化の抑制につながるばかりでなく、大雨の際の「内水氾濫」の抑制にもつながります。	具体的な内容については、施策の中で検討していきます。		環境推進課
21	89 修正前 131	第4章 環境・コミュニティ 大柱2 ごみ処理 中柱(2)ごみ処理体制の充実 小柱①収集・運搬の充実	以下のとおり文章を変更すべき。 市民の快適で衛生的な生活…し尿処理事業が円滑に進むよう支援します。 収集・運搬体制については、近年、アパート等自身所持や共稼ぎ所持の増加に伴って、ゴミ収集用の網や籠を出す「当番制」の維持が困難になってきている地域もある。決められた曜日の夜間に各自の家の前にゴミを出す「夜間収集」の方式もオプションのひとつとして検討する。	御意見にあるような状況が一部に存在していることは認識していますが、収集運搬体制の見直しにつきましては、和光市とのごみ処理広域化との関連もあり、具体的な記述は現時点では難しいものと考えています。従って、文章は現状のとおりとさせていただきます。		資源リサイクル課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
22	91 修正前 133	第4章 環境・コミュニティ 大柱3 コミュニティ 中柱(1) コミュニティ活動の推進 現状と課題	自治会・町内会等の活動を担う方たちの高齢化問題、世代交代の円滑な仕組み作りなどを追記されたい	御意見のとおり役員の高齢化をはじめ、自治会・町内会は多くの課題を抱えています。の中でも、加入率が低下している状況にあり、喫緊の課題であると認識しています。共同住宅の居住世帯や若い世代を中心に加入を促進することで、多くの課題の解消につながると考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。		地域づくり支援課
23	91 修正前 133	第4章 環境・コミュニティ 大柱3 コミュニティ 中柱(1) コミュニティ活動の推進	自治会は「自主防災を基調とした共助防災会」にすべき。夏祭りなど、懇親会などは負担になっているのならやめるべき。	自治会・町内会は、防災活動をはじめ、環境美化活動や親睦活動など、快適な住環境を維持するために様々な活動を行っています。 会長をはじめとする役員などの一部の方々に過度な負担とならないよう相談に応じながら市として必要な支援を行っていきます。		地域づくり支援課
24	91 修正前 133	第4章 環境・コミュニティ 大柱3 コミュニティ 中柱(1) コミュニティ活動の推進	子育て中のお母さんを動かすと、比較的コミュニティが動くので、そういう事業を考えていくべき。	コミュニティ活動の推進に当たりましては、子育て中の世帯に限らず、転入世帯や集合住宅の居住世帯が多い本市の特性を踏まえ、幅広く自治会・町内会への加入促進や住民相互の連携機会の創出に努めています。		地域づくり支援課
25	92 修正前 134	第4章 環境・コミュニティ 大柱4 市民活動 目指す姿	1行目「の活動の基盤が整い」を削除し、「が充実した活動を行うために」と差し替えされたい。理由基盤が整っていない団体もあることから	御指摘の箇所については、市民活動団体が充実した活動を行っていくよう、今後の目指す姿として、記載しているものです。		地域づくり支援課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
26	93 修正前 135	第4章 環境・コミュニティ 大柱4 市民活動 中柱(1)市民活動への支援 現状と課題	2行目「・・・を提供するほか、」の後に「市民団体等と交流する機会を設け、市民のニーズに沿つた」を挿入されたい	市民団体等と交流する機会を設けることについて は、令和元年7月から、社会福祉協議会との共催による「市民活動団体交流会」を実施しています。御指摘については、小柱①市民活動の育成支援の中に記述しており、団体交流を図れる支援として、ニーズに沿った取組が行えるよう努めています。		地域づくり支援課
27	93 修正前 135	第4章 環境・コミュニティ 大柱4 市民活動 中柱(1)市民活動への支援 小柱①市民活動の育成支援	「団体が抱える問題・課題の把握や整理を行い、団体相互の連携・交流が図れる担い手育成を行っていきます。」とありますが、問題・課題の把握や整理は何のために行うのでしょうか？問題・課題の解決の支援は市が行わず、団体同士で解決してほしいということでしょうか？育成支援には、相談機能が重要です。問題や課題に関して、市が団体とともに一緒に考えることを要望します。	市民活動が活性化するためにも、団体の問題・課題を把握し、育成支援を図っていくことが大切であると考えています。解決の支援がどのように実現されるべきか、問題等は多様であるため、相談スキルも含めて支援する側（市職員）の資質向上を図ることが重要であると考えています。なお、御要望については、令和元年7月から、社会福祉協議会との共催による「市民活動団体交流会」を実施していますので、引き続き、交流・連携を図る場として実施していきます。		地域づくり支援課
28	93 修正前 135	第4章 環境・コミュニティ 大柱4 市民活動 中柱(1)市民活動への支援 小柱②市民活動の担い手育成	いくつかの市民活動グループに所属していて感ずるのは、P.135（修正後P.93）②「市民活動の担い手育成」の重要性である。高齢化社会の進む中で、市民活動への参加がますますシニア主体になるのはやむをえないが、なかでも健全な問題意識をもったリーダーの存在が重要となる。 魅力ある40、50代のリーダーをいかに発掘し、活動の核になってもらうか。かつての「あさかパートナーシップカレッジ」は現在活躍している人材を生み出したように思う。地域づくり支援課の出番である。	地域で活躍する人材を育成することは重要なと考えており、市ではパートナーシップカレッジの他にも、地域の担い手を育成することを目的として、市民向けの連続講座を開催してきました。受講後の一歩の有志が団体を結成し、地域で活躍している事例もあります。 今後も連続講座に限らず、様々な形で地域の担い手の育成に取り組んでいきます。		地域づくり支援課、政策企画課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
29	93 修正前 135	第4章 環境・コミュニティ 大柱4 市民活動 中柱(2)市民活動環境の充実 小柱①市民活動拠点の充実	「会議室の拡充整備」を追記されたい	市民活動団体が活動するにあたり、場所の確保については、必要なものであると考えています。しかし、新たに会議室等の場所を設置することや、多くの団体の活動場所を確保することは、費用面等の点からも難しいものと考えています。なお、少人数の打合せ等であれば、市民活動支援ステーション（テーブルなど）を御案内しています。		地域づくり支援課
30	93 修正前 135	第4章 環境・コミュニティ 大柱4 市民活動 中柱(2)市民活動環境の充実 小柱①市民活動拠点の充実	「利用しやすい施設の維持管理をする」ということは、わざわざ総合計画に書くことでもないと思います。それよりも、市民活動支援ステーションには、相談機能の充実を要望します。	市民活動の拠点として、市民活動支援ステーションでは、パンフレットラック、レターケース、印刷機、閲覧用パソコンなどを設置していきます。より多くの団体の運営、活動の支援につながるよう、相談支援等も含め、施設の充実を図ることは必要であると考えていますので、原案のとおりとさせていただきます。		地域づくり支援課
31	93 修正前 135	第4章 環境・コミュニティ 大柱4 市民活動 中柱(2)市民活動環境の充実 小柱①市民活動拠点の充実	以下の文言を追加する。 市民がいつでも利用できるコミュニティセンターの拡充整備を進める。 特に、会議室の拡充・整備や、オープンスペースを少人数の集まりに、いつでも利用できるような方策を検討する。	市民活動団体が活動するにあたり、場所の確保については、必要なものであると考えています。しかし、新たに会議室等の場所を設置することや、多くの団体の活動場所を確保することは、費用面等の点からも難しいものと考えています。なお、少人数の打合せ等であれば、市民活動支援ステーション（テーブルなど）を御案内しています。		地域づくり支援課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
32	99 修正前 141	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(1)市街地の適正な利用	<p>朝霞駅周辺の市中心部は無秩序にマンションが乱立するマンション街に変貌した。マンションの住民ですら、日当たりを問題にし始めている。これは「住み続けたい街」の理念に矛盾するのではないか。</p> <p>今後も空き地にどんどんマンションが建つのを放置するのか。都市計画においては和光市、志木市に後れを取っていると言わざるを得ない。</p> <p>また②商業、業務利用については、「魅力ある店舗の誘致や商店街の活性化、安心して買い物ができる空間の形成」などの記述は、町の現状を全く理解していない絵空事と言わざるをえない。</p> <p>先般の「実証実験」ストリートテラスは何を示唆したのか。まちづくり推進課の役割は大きい。</p>	<p>朝霞駅周辺の商業地域は、朝霞市都市計画マスターplanにおいて、魅力ある店舗の誘導などによる商業・業務機能の充実や都市機能の集約を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのにぎわいづくりを推進して行くこととしています。</p> <p>地域の特性に応じて商業業務機能の誘導を図ることや、中高層マンションの建築に一定の制限をかける等の手法としては地区計画や建築協定等の制度がありますが、この策定には地域の皆様の合意形成が必要不可欠となります。</p> <p>地域の皆様の発意による地区計画等の策定に向けて機運が高まってきた場合には、ルールづくりに向けた技術的支援を行っていきます。</p> <p>アサカストリートテラスにつきましては、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、ウィズコロナ時代の経済活動や生活様式のヒントを探る実証実験を兼ねた実施内容として、朝霞駅前商店会の主催により開催されました。当日は、感染予防対策として、手指の消毒やマスクの着用など新しい生活様式で楽しんでいただきました。</p> <p>市としましては、コロナ禍における市内事業者の支援や商店街の活性化は、市内の産業の振興につながる大切な施策であるとともに、シンボルロードは市民の皆様の様々な活動に活用いただける場所として今後の可能性を模索する機会であったと考えています。</p>		まちづくり推進課
33	99 修正前 141	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(1)市街地の適正な利用 小柱②商業・業務系利用	<p>本町2丁目周辺商業地域指定の見直し検討を追記する</p> <p>理由 朝霞駅前周辺の商業地域は衰退の一途をたどり、マンション街に変身しつつあります。良好な住環境の維持が欠かせません。今後、商業地域指定の再検討が必要になってきています。</p>	<p>総合計画に関連する個別計画の一つである朝霞市都市計画マスターplanにおいて、朝霞駅周辺は、魅力ある店舗などの誘致により、商業・業務機能の充実や都市機能の集約を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのにぎわいづくりを推進していくこととしています。</p> <p>地域の状況に応じたまちづくりについては、地域住民の皆さんとの合意形成による地区計画や建築協定等の制度があります。</p> <p>地域の状況に応じたまちづくりを進める上で、地区計画等は有効な手法と考えていますので、要請があれば、技術的な支援を行っていきます。</p>		まちづくり推進課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
34	100 修正前 141	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(2)市街地の適正な利用	<p>本町2丁目地域は商業地域に指定されていますが、朝霞駅に隣接した地域や幹線道路に面した地域以外については、次の理由により用途地域や高さ制限等の抜本的な見直し又は住宅地並みの日影規制等により良好な住環境の確保を図っていただきたい。</p> <p>1 商業地域は主に商業等の業務の利便の増進を図る地域と位置付けられており現在の状況は本来の目的を逸脱しており、最近、狭い空き地などに商業地域の建築制限が緩いことからマンション建設が立て続けに行われ付近住民の日照等、住環境が悪化し、反対の登り旗が建てられている場所もある。</p> <p>2 マンションの乱立により、学校や幼稚園などの不足により市の財政に悪影響を与える恐れがある。 (実際、保育園は不足していると聞いている。)</p> <p>3 用地地域の指定を見ると、朝霞駅周辺の商業地域だけでも23ヘクタールと広大で、和光市の14ヘクタール、志木市の13ヘクタール、新座市でも新座駅と志木駅南口合わせても30ヘクタールと、朝霞駅周辺の商業地域は異常な広さで、指定の方法も和光市や志木市では駅のごく周辺と和光市にあっては駅から離れた場所は幹線道路沿いのみを商業地域としている。</p> <p>4 商業地域の指定については、昭和50年12月の衆議院建設委員会で「商業地域は他の地域より密集しているため一番日照問題が必要な地域である。」との委員からの意見や、昭和51年10月の同委員会では「商業地域の面積が広すぎる。近隣商業でも良い地域が多い。容積率200%以上では日照の確保は困難。」と参考人から述べられている。</p> <p>5 商店があるのは駅周辺と駅前通り等幹線道路に沿った部分のみで、また、何十年も営業していたたばこ店の閉店や、駅前通り沿いに今年3月に完成したマンション1階の貸店舗も未だ空き家状態で、将来的に商業地としての賑わいを期待するのは難しい。</p> <p>6 これからもこの地域に住み続けようと戸建ての住宅に住んでいる多くの住民にとっては住環境の問題だけでなく地価上昇により固定資産税や相続税が高額になる等、何のメリットもない。</p>	<p>朝霞駅周辺の商業地域は、朝霞市都市計画マスターplanにおいて、魅力ある店舗の誘導などによる商業・業務機能の充実や都市機能の集約を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのぎわいづくりを推進して行くこととしています。</p> <p>地域の特性に応じて商業業務機能の誘導を図ることや、中高層マンションの建築に一定の制限をかける等の手法としては地区計画や建築協定等の制度がありますが、この策定には地域の皆様の合意形成が必要不可欠となります。</p> <p>地域の皆様の発意による地区計画等の策定に向けて機運が高まってきた場合には、ルールづくりに向けた技術的支援を行っていきます。</p> <p>また、市では、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある開発行為や大規模建築物の建築等に対して必要な基準や手続き等を定めた「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」を平成21年4月に制定し、事業者に対して必要な公共施設等の整備を求めるなど、安全安心で快適な住環境の整備に努めています。</p>		まちづくり推進課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
35	100 修正前 142	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(2)市街地周辺の適正な利用 現状と課題	基地跡地については、基地跡地利用計画に基づくとあるが、いつまでにどのように事業を実施するかを総合計画に書いて欲しい。長年民間企業に勤務しましたが、基本方針に必ず目標・基本方針には、売り上げ目標を掲げ、目標達成の各部の担当目標を設定します。基地跡地を全体の基本計画を実施・実現の為には、かなりのプロセス必要。一つの章だけ位にして欲しい	総合計画は、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的に示すものであり、具体的な事業等については、各種個別計画に基づいて進めたいと考えていますので、原案のとおりとします。		まちづくり推進課 政策企画課
36	100 修正前 142	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(2)市街地周辺の適正な利用 現状と課題	5行目「基地跡地地区について・・・に基づいた基地跡地」の後に「の緑豊かな自然環境」の文言を挿入する	基地跡地利用計画書等においては、「基地跡地」と「周辺の公共施設」で記述していることから、原案のとおりとします。		まちづくり推進課 政策企画課
37	100 修正前 142	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(2)市街地周辺の適正な利用	素案の中の「基地跡地」は、残された国有地（基地跡地）または基地跡地（留保地）と変更するのが適切と考えています。 理由：「基地跡地」と言えば、現在の中央公園や野球場や青葉台公園等々は、すべて「基地跡地」です。ところが、現在問題になっているのは、「朝霞の森（基地跡地暫定利用広場）」を含めた財務省管轄の国有地なので、正しくは、残された国有地、あるいは、基地跡地（残された国有地）、または基地跡地（留保地）と記載するのが適切です。 将来的に問題の土地に「基地跡地」の名称を使う予定がないのなら、そろそろ、この土地について、「基地跡地」という名称から脱却することが、将来を見据えて必要な事です。 通称でいいなら、いっそ、「朝霞の森（基地跡地暫定利用広場）」を含めた、残された国有地全体を「朝霞の森」と呼んで、現在の「朝霞の森」は「朝霞の森広場」、市道8号線は「朝霞の森遊歩道」あるいは、せめて（仮称）シンボルロードとするのが、将来を見据えたビジョンの実現のためには、是非とも必要だと考えています。	142ページ（修正後100ページ） 7行目 ・「基地跡地地区」は、利用計画に位置付ける基地跡地（留保地）やその周辺を含めた一体を指していますので、原案のとおりとします。 ・「基地跡地利用計画に基づいた基地跡地」については、同利用計画においてその対象を基地跡地（留保地）としていることを踏まえて、「基地跡地利用計画に基づいた基地跡地（留保地）」と修正します。 ・なお、上記のような点を踏まえて、今後も使い分けをしていきたいと考えています。	有	まちづくり推進課、 政策企画課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え	修正	所管課
38	100 修正前 142	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(2)市街地周辺の適正な利用 現状と課題	基地跡地地区については…跡地の全面無償返還を引き続き取り組みながら市民の利用を創り出すことを目指し、その利用計画に基づいた魅力ある活用の推進が必要です。 以上のとおり文章を変更することをご検討ください。	総合計画は、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的に示すものであり、具体的な内容については各種個別計画等で対応することから、原案のとおりとします。		まちづくり推進課、政策企画課
39	100 修正前 142	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(2)市街地周辺の適正な利用 現状と課題	現状と課題について、以下のとおり文章を変更すべき。 市街地調整区域は… いわゆる基地跡地（残された国有地／留保地）地区については、基地跡地利用計画に基づき、緑豊かな自然環境と周辺の公共施設との調和と連携を進め、まちの顔となる魅力ある活用が必要です。	基地跡地利用計画において基地跡地地区は、緑豊かな自然環境を踏まえた緑の拠点としての機能のほか、市の文化、スポーツ、レクリエーション的利用など、多面的な活用を期待している「基地跡地（留保地）」と、「周辺公共施設」の活用や連携を位置付けていることを踏まえ、簡潔に表現し、原案のとおりとします。		まちづくり推進課、政策企画課
40	100 修正前 142	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(2)市街地周辺の適正な利用 現状と課題	現状と課題の文章を以下のとおり変更すべき。 基地跡地計画に基づいた緑豊かな基地跡地を活かし、周辺の…	基地跡地利用計画等においては、「基地跡地」と「周辺の公共施設」で記述していることから、原案のとおりとします。		まちづくり推進課、政策企画課
41	100 108 修正前 142 150	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(2)市街地周辺の適正な利用 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(2)うるおいのある生活環境づくり 中柱(3)まちの魅力を生み出す景観づくり	「シンボルロード」の文言については「(仮称)シンボルロード」とされたい	「シンボルロード」の表現につきましては、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画[改訂版]に合わせて記載しています。		みどり公園課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
42	100 修正前 142	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(2)市街地周辺の適正な利用 小柱③計画的利用を促進すべき地区	シンボルロードの後に（仮称）を入れる。以降この括弧を入れる。	「シンボルロード」の表現につきましては、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画[改訂版]に合わせて記載しています。		みどり公園課
43	100 修正前 142	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(2)市街地周辺の適正な利用 小柱③計画的利用を促進すべき地区	以下のとおり文章を変更すべき。 魅力ある地区となるよう市民と協働した管理運営の組織をもとに第2期の整備を進めます。	総合計画は、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的に示すものであり、具体的な取組等については、各種個別計画や事業に基づいて進めてまいりたいと考えておりますので、原案のとおりとします。		まちづくり推進課、政策企画課
44	100 修正前 142	第5章 都市基盤・産業振興 大柱1 土地利用 中柱(2)市街地周辺の適正な利用 小柱③計画的利用を促進すべき地区	・2行目 「・・・地区となるよう」の後に「第2期」の文言を挿入されたい ・以下を追記する。併せて、市民との協働による管理・運営組織の整備を進めます。	基地跡地については、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画[改訂版]において、整備の進め方や管理・運営の考え方を定めており、この計画を踏まえ進めたいと考えています。		まちづくり推進課、みどり公園課
45	103 修正前 145	第5章 都市基盤・産業振興 大柱2 道路交通 中柱(1)やさしさに配慮した道づくり 現状と課題	現状と課題について、以下のとおり文章を変更する。 市民意識調査…進める必要があります。歩行者の安全・安心対策では歩道拡幅や自転車専用道路の整備が求められており、自転車専用道路や歩道整備が困難な箇所は路面標示などの交通安全対策を行うことが重要です。 都市の二酸化炭素ガス排出削減のためには、可能な限り、車から自転車への転換が望まれているので、自転車と歩行者の安全を確保するための自転車専用道路の整備を推進する必要があります。 また、歩いて…必要です。なお、道路空間に余裕が生まれる路線等については、自転車専用道路やベンチ等休憩スペースを設けるなど…必要があります。	道路整備基本計画では、歩行者優先の安全・安心な歩行空間を最優先に配慮し、道路拡幅整備を進めているほか、幹線道路における自転車通行帯の整備推進を図っています。 この自転車通行帯や、お示しの自転車専用道路の整備推進につきましては、小柱①「全ての人にやさしい交通環境の整備」において自転車道の設置について検討していくこととしており、環境への配慮については第4章「環境・コミュニティ」にて取り組むこととしているため、原案のとおりで考えています。		道路整備課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え	修正	所管課
46	103 修正前 145	第5章 都市基盤・産業振興 大柱2 道路交通 中柱(1)やさしさに配慮した道づくり 小柱①全ての人にやさしい交通環境の整備	4行目「検討」を「推進」に変更されたい	ハンプの設置等道路構造の変更には、交通環境を整備できる半面、振動等の住環境におけるデメリットの要因ともなりえることから、設置箇所等を慎重に検討したいと考えています。		道路整備課
47	103 修正前 145	第5章 都市基盤・産業振興 大柱2 道路交通 中柱(1)やさしさに配慮した道づくり 小柱①全ての人にやさしい交通環境の整備	都市における二酸化炭素ガスの排出削減のためには、車社会から自転車の利用の推進が必要です。可能な限り、自転車専用道路の整備の推進が必要です。	自転車専用道路の整備推進につきましては、小柱①「全ての人にやさしい交通環境の整備」において自転車道の設置を検討しています。 また、環境負荷の低減等を目指し、自転車の利用を推進することにつきましては、中柱(3)「良好な交通環境づくり」において記述していることや、環境への配慮については第4章「環境・コミュニティ」において取り組むこととしているため、原案のとおりで考えています。		道路整備課
48	103 修正前 145	第5章 都市基盤・産業振興 大柱2 道路交通 中柱(1)やさしさに配慮した道づくり 小柱②環境・景観に配慮した交通環境の整備	3行目「検討していきます」を「進めます」に変更されたい	街路樹等の適切な維持管理を進めていくにあたり、現状では計画の策定に向けて様々な視点から検討していることから、原案のとおりとします。		道路整備課
49	103 修正前 145	第5章 都市基盤・産業振興 大柱2 道路交通 中柱(1)やさしさに配慮した道づくり 小柱②環境・景観に配慮した交通環境の整備	生き物の多様性への配慮（土の中の微生物）、都市の温暖化の緩和、都市の内水氾濫の緩和のためには、コンクリートの使用を最小限にする必要があります。主要な車道以外の道路の舗装は最小限にすることが望されます。	道路舗装の果たす機能としては、雨天時のぬかるみや乾燥時の砂塵を防止し、快適性を保持することや、平坦性を良好にすることにより車両や歩行者の快適性や安全性を高めるものであると考えているため、基本的にはアスファルト舗装としています。 また、歩道につきましては可能な限り透水性舗装としており「大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(4)循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり小柱①環境に配慮した施設などの整備」で示す、植樹帯をレインガーデン（雨庭）に改良するなどグリーンインフラに取り組んでおり、雨水を地中に浸透させています。		道路整備課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
50	104 修正前 146	第5章 都市基盤・産業振興 大柱2 道路交通 中柱(2)まちの骨格となる道路づくり 小柱①幹線道路網の整備	幹線道路以外の道路についても整備を進めてほしい。	道路整備基本計画に基づき、幹線道路以外の市道についても、整備を進めていきます。		道路整備課
51	104 修正前 146	第5章 都市基盤・産業振興 大柱2 道路交通 中柱(2)まちの骨格となる道路づくり 小柱①幹線道路網の整備	以下のとおり文章を変更すべき。 都市計画道路や市内幹線道路については、歩行者の安全性を確保するため、歩車道の分離や自転車専用道路などの整備に努めます。 また…検討します。	自転車専用道路（自転車通行空間）の設置については、朝霞市道路整備基本計画において、整備の進め方や考え方を定めており、この計画を踏まえて進めることになります。		まちづくり推進課
52	105 修正前 147	第5章 都市基盤・産業振興 大柱2 道路交通 中柱(3)良好な交通環境づくり 現状と課題	現状と課題について、以下のとおり文章を変更すべき。 今後も歩行者の安全を第一に考えて…必要です。 また、近年増加している自転車事故への対応として、自転車専用道路の設置推進や、交通規則の啓発活動が必要です。 (註) 「マナー」ではなく、「規則」を徹底させることが大切です。	自転車専用道路（自転車通行空間）の設置については、朝霞市道路整備基本計画において、整備の進め方や考え方を定めており、この計画を踏まえて進めることになります。 また、自転車利用者への啓発については、警察庁が定めた自転車の通行ルール「自転車安全利用五則」を活用するものと同様から示されており、埼玉県をはじめ各自治体において通行ルールの周知やマナーの向上を図っています。		まちづくり推進課
53	105 修正前 147	第5章 都市基盤・産業振興 大柱2 道路交通 中柱(3)良好な交通環境づくり 小柱①安全・快適な道路の整備	以下のとおり、文章を変更すべき。 地域の特性に応じた交通安全施設の整備や歩道と自転車専用道路の整備に努めます。 また、歩行者や自転車にやさしいゆとりある道路空間の形成を目指します。また、歩行者にやさしいゆとりある道路空間の形成を目指します。さらに、市民や地域主体の公園・広場の整備や管理が行われ、地域に密着した、朝霞市らしい、市民に愛される公園・広場のある町を目指します。	自転車専用道路（自転車通行空間）の設置については、朝霞市道路整備基本計画において、整備の進め方や考え方を定めており、この計画を踏まえて進めることになります。 また、公園の整備や管理については、「大柱3 緑・景観・環境共生」に記載しています。		まちづくり推進課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
54	105 修正前 147	第5章 都市基盤・産業振興 大柱2 道路交通 中柱(3)良好な交通環境づくり 小柱④新たな公共交通システムの導入検討	以下のとおり文章を変更すべき。 公共交通空白地の改善を目指すとともに、地域住民や高齢者等の交通困難者の意見を踏まえた新たな交通手段を検討し推進します。	「地域の住民」は、公共交通空白地区内の住民を対象としております。 なお、高齢者の効果的な外出支援策については、第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、福祉分野や公共交通分野などの関係部署と連携し、情報の共有を図りながら、高齢者のニーズに即した、より良い外出支援のあり方について検討を行う予定です。		まちづくり推進課
55	106 修正前 148	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生	都市生活においては、「公園」だけでなく、「広場」や「都市林」の大切さを文言として、総合計画の中に入れていきたいと思います。	朝霞の森のような「広場」については「(3)都市計画 ③方針」(P.24 修正後P.164)において、斜面林をはじめとした「都市林」については「具体的な施策 (1) まちの骨格となる緑づくり ①武藏野の原風景を継承する緑の保全」(P.149 修正後P.107)において重要性を明記しています。		みどり公園課
56	106 修正前 148	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 目指す姿	目指す姿の文章を、以下のとおり変更すべき。 子どもから高齢者まで幅広い世代が、都市に於ける公園や広場の緑のオープンスペースで自然とふれあい…目指します。	朝霞の森のような広場についても、市街地における身近で貴重な緑豊かな公共空間として認識しており、「都市における公園や緑のオープンスペース」の定義に含んでいます。		みどり公園課
57	107 修正前 149	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(1)まちの骨格となる緑づくり 現状と課題	「基地跡地公園・シンボルロード第1期整備事業で実施が先送りになった道路以外エリアの早期整備に向け取り組みます」を追記する	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画[改訂版]の内容を踏まえ進めていきます。		みどり公園課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
58	107 修正前 149	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(1)まちの骨格となる緑づくり	中柱の名称を「まちの骨格となるみどりづくり」に変更すべき。 また、現状と課題の文章を以下のとおり変更すべき。 市内の民有緑地…求められています。 みどりの基本計画に基づき、生物多様性の保全や景観、多世代交流の観点から、みどりをさらに質の高いものとしていくことが求められており…必要があります。	総合計画においては緑地等を指す表記は「緑」に統一しています。		みどり公園課
59	107 修正前 149	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(1)まちの骨格となる緑づくり 小柱①武蔵野の原風景を継承する緑の保全	小柱の名称を「武蔵野の原風景を継承するみどりの保全」に変更すべき。	総合計画においては緑地等を指す表記は「緑」に統一しています。		みどり公園課
60	107 修正前 149	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(1)まちの骨格となる緑づくり 小柱②市民生活のうるおいとしての農地の保全	タイトルが、非農家市民の視点で書かれており、農家に一方的な印象を与える恐れがあるので、変更した方がよい。	都市にある農地には、新鮮で安全な農産物を供給する機能のほか、防災や環境保全、景観創出といった多面的な機能を有しており、人の暮らしを豊かにしてくれるという意味で「市民生活にうるおい」と表現しています。		みどり公園課
61	107 修正前 149	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(1)まちの骨格となる緑づくり 小柱②市民生活のうるおいとしての農地の保全	②のタイトルを単純に読むと、市が農地を所有している、所有するというように読めてしまいます。実際には、農家に農地の保全をお願いするのではないでしょうか？生産緑地地区としての保全とは、具体的にはどのようなことでしょうか？	当該小柱の趣旨としては、農家所有の農地を市が生産緑地地区に指定することで保全に努めていくことを示しています。本市においては農地の宅地化が依然として進行しており、生産緑地地区に指定することで、都市農地の計画的な保全につながるものと考えています。		みどり公園課、産業振興課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
62	107 修正前 149	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(1)まちの骨格となる緑づくり 小柱③計画的な緑づくり	小柱の名称を「計画的なみどりづくり」に変更すべき。	総合計画においては緑地等を指す表記は「緑」に統一しています。		みどり公園課
63	107 修正前 149	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(2)うるおいのある生活環境づくり 現状と課題	「市道8号線(仮称)シンボルロード緑地保全を市民や事業者などと連携を取って進めます」を追記する	管理・運営につきましては、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画[改訂版]の内容を踏まえ、進めていきます。		みどり公園課
64	107 修正前 149	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(2)うるおいのある生活環境づくり	根岸台2号公園の運用について 1) ボール遊び禁止 自宅は道路を挟んで当該公園の反対側にあり、道路に面した駐車場に自家用車を駐車しておりますので、公園内から飛んできたボールが自家用車に当たり、破損することを危惧しております。 自宅は賃貸アパートであるため、自家用車を守るために駐車場を改造することはできません。 以上のことから、2号公園も1号公園同様、ボール遊び禁止としていただくことを要望いたします。 2) 防犯対策 当該公園の中心付近にある大きな木の周りにはベンチが設置されていますが、夜になるとその周辺は真っ暗で人が居たとしてもまったく分かりません。 防犯面に不安がありますので、公園の運用前ですが街灯の設置等、早急な防犯対策を要望します。	公園は子供から高齢者まで幅広い年齢層の方々に気軽に御利用いただけるオープンスペースであり、レクリエーションや運動、コミュニケーションづくりにも御活用いただけるよう整備・管理を行っています。公園を新設する際は、地域住民や利用者の声を聴きながら利用ルールや管理方法などを定めていきたいと考えています。 また、防犯対策につきましては、安全・安心して公園を御利用いただけるよう公園灯の設置など、防犯対策に努めていきます。		みどり公園課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
65	107 修正前 149	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(2)うるおいのある生活環境づくり 現状と課題	現状と課題の文章を以下のとおり変更すべき。 公園、広場、緑地、道路など公共空間へのニーズの多様化に対し…必要があります。 また、公園・広場等の公共空間の新しい…必要があります。 本来、多様な機能を有する都市公園や広場や都市林の潜在的な能力を生かし…必要があります。	朝霞の森のような広場などについても、市街地における身近で貴重な緑豊かな公共空間として認識しており、「公園等」に含んでいます。		みどり公園課
66	108 修正前 150	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(2)うるおいのある生活環境づくり 小柱③みどり空間の魅力向上	以下のとおり文章を変更すべき。 子どもの外遊び場の充実…取り組みます。 公園や広場の魅力を伝え、機能が効果的に発揮できるよう景観と調和した親しみのもてる分かりやすい広報の検討を進めます。	朝霞の森のような広場などについても、市街地における身近で貴重な緑豊かな公共空間として認識しており、「公園」に含んでいます。		みどり公園課
67	108 修正前 150	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(3)まちの魅力を生み出す景観づくり	公園の全面禁煙の実施 子どもと家族が暮らしやすい生活環境づくりのための公園整備としては、各公園が子ども及び家族の誰にとっても遊び・憩いの場として機能するものであることが重要であると考えます。 かかる遊び・憩いの場は、タバコの煙による健康被害及び悪臭にさらされる場であって良いとは考えられません。特に、私には小児喘息の既往症があり、また息子もアレルギー性の咳の疾患があることから、タバコの煙があると体調にも悪影響があり、周囲の喫煙者の有無には特に気を遣います。そのような人は私ども親子の他にも少なからずいると思います。 しかるに、私の近所の各公園（西久保公園、弁財公園、南割公園、五反田公園）では、1時間程度滞在する場合に、喫煙者が現れないことがありません。その度に遊びを中断して一時その場を離れるなど、公園の利用に支障をきたしています。 是非とも全面禁煙を実施していただきたく存じます。	本市は平成18年に「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内の道路や公園など公共の場所において喫煙しないよう努力義務を定めており、朝霞駅周辺及び北朝霞駅・朝霞台駅周辺の2地区については路上喫煙禁止区域として指定しています。 他人の迷惑となる喫煙や望まない受動喫煙の防止に御協力をいただけるよう引き続き喫煙者に対し、周知・啓発していきます。		みどり公園課、健康づくり課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
68	108 修正前 150	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(3)まちの魅力を生み出す景観づくり 小柱①まちのうるおいとなる景観形成	3行目の終わりに「街の景観を演出する街路樹や公民館、小中学校など公共施設内の樹木の素敵な樹形を保全するため、これらの管理計画を策定します」を追記する	街路樹については、大柱2「道路交通」、中柱(1)「やさしさに配慮した道づくり」、小柱②「環境・景観に配慮した交通環境の整備」において、街路樹管理計画の策定について検討する旨を位置付けしています。 公共施設につきましては、朝霞市景観計画に基づき、景観に配慮した公共施設の整備を推進していきます。		まちづくり推進課
69	108 修正前 150	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(3)まちの魅力を生み出す景観づくり 小柱①まちのうるおいとなる景観形成	以下のとおり文章を変更すべき。 駅周辺では…魅力づくりに努めます。 (仮称)シンボルロードの魅力向上と居心地がよく歩きたくなるまちなか空間の創出が図られるよう、夜間の良好な景観形成とまちづくりに寄与する自然と調和した心の和む照明を行います。	本市のシンボルとなる景観づくりを先導的に進めめる必要がある地区として、シンボルロード周辺エリアを本年4月に「景観づくり重点地区」に指定し、ユニバーサルデザインとグリーンインフラ考え方を取り入れ、広場や歩道のところどころにベンチ28基の休憩施設を配置するなど、緑豊かなにぎわいの拠点として、幅30mの歩行空間を提供することができました。 今後におきましても、本市のシンボルとなるみどり豊かでゆとりとやすらぎを感じる景観づくりを推進していきます。 なお、「シンボルロード」の表現につきましては、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画[改訂版]に合わせて記載しています。		まちづくり推進課、みどり公園課
70	109 修正前 151	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(4)循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり 現状と課題	現状と課題の文章を以下のとおり変更すべき。 日常生活や…となっています。 健全な水環境の維持や再構築のため、出来るだけ道路の舗装は控えて、どうしても必要な場合には透水性舗装をほどこす。また、公共施設・宅地等への浸透施設の設置…取り組む必要があります。	道路舗装の果たす機能としては、雨天時のぬかるみや乾燥時の砂塵を防止し、快適性を保持することや、平坦性を良好にすることにより車両や歩行者の快適性や安全性を高めるものであると考えているため、基本的にはアスファルト舗装としています。 また、歩道につきましては可能な限り透水性舗装としており「大柱3 緑・景観・環境共生 中柱(4)循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり 小柱①環境に配慮した施設などの整備」で示す、植樹帯をレインガーデン（雨庭）に改良するなどグリーンインフラに取り組んでおり、雨水を地中に浸透させていることから、原案のとおりとします。		まちづくり推進課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
71	110 修正前 152	第5章 都市基盤・産業振興 大柱4 市街地整備 中柱(1)特性に応じた市街地づくり 現状と課題	「朝霞駅南口商店街を通過する県道99号線の一方通行化、電線・電柱の地中化に取り組みます」を追記する	電線・電柱の地中化については、大柱6「安全・安心」、中柱(1)「災害や犯罪に強いまちづくり」、小柱②「避難場所・避難道路の確保」において、無電柱化推進計画の策定を位置付けており、現在、この計画の策定を進めています。 一方通行等の交通規制は、地域の皆様の発意と合意形成が必要となります。		まちづくり推進課、道路整備課
72	113 修正前 155	第5章 都市基盤・産業振興 大柱5 上下水道整備 中柱(2)公共下水道の整備 小柱②雨水浸水対策の推進	以下のとおり文章を変更すべき。 朝霞市雨水管管理総合計画に基づき…努めます。 また、大雨の際に、雨水管に大量の水が入り、内水氾濫を抑えるために、公共の駐車場の舗装は原則として禁止し、どうしても舗装をする場合には、雨水管使用料として、適切な金額を徴収するシステムを検討する必要がある。	開発において駐車場等の舗装が計画されている場合には、開発手続条例に基づき、透水性舗装の施工をお願いし雨水の流出抑制に努めています。 また、下水道事業に係る経費の負担区分は、雨水公費・汚水私費の原則から、雨水は公費で負担するものとなっており、雨水管使用料を課すことは難しいものと考えています。		下水道課
73	119 修正前 161	第5章 都市基盤・産業振興 大柱7 産業活性化 中柱(1)魅力ある商業機能の形成	「商店街」の賑わいは1950～60年代のものと認識しています。時代は変わり「商店街活性化」の発想から転換し、街の魅力、賑わい、住みたい街などの観点から商業も含め、総合的にまちづくりを考えいくことを打ち出す必要があります。 「朝霞で商店街の賑わいを維持」のは困難だと思います。「商店街」という呼称使用はやめて「○○通り」「○○エリア」などの呼称に変更したらどうでしょうか。できれば「現状と課題」及び①②などの全面書き換えを検討してください。	御指摘のとおり、街の魅力や賑わいの創出、住みたい街などの観点からまちづくりを考えることは重要であり、また、総合的なまちづくりのための市内商業の活性化は不可欠です。 市では、商工会を中心とし、朝霞駅前商店会、朝霞本町商店会及び仲町商工振興会が連携して賑わいの創出に繋がるイベントを実施するなど、一つの商店街としてではなく、エリアとしての賑わい創出も実施しております。市でも、そうした活動に対する補助金を出し、連携を支援しています。 なお、商店街の名称につきましては、それぞれの歴史やこれまでのいきさつも踏まえて現在の名称を使っているものと考えています。		産業振興課
74	130 修正前 172	第6章 基本構想を推進するため 大柱2 男女平等	男女平等にLGBTも加えてはどうでしょうか。	「LGBT」という言葉を直接使用していませんが、中柱(1)男女平等の意識づくり、小柱③多様性の尊重と理解促進において、「LGBT」も含めた内容として記載しています。御意見を踏まえ、一人一人が尊重される地域社会の実現に努めています。		人権庶務課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
75	132 修正前 174	第6章 基本構想を推進するため 大柱3 多文化共生 中柱(1)外国人市民が暮らしやすいまちづくり 現状と課題 小柱①外国人市民が暮らしやすい環境づくり	現状と課題及び①共通 日本への永住権を持っている外国人市民に対し、地方参政権(市議会議員選挙等)の付与の検討を追記してください。	住民の選挙権については、法律で定められており、外国人に対する地方参政権の付与に関して、国の動向を注視しているところです。		地域づくり支援課、選挙管理委員会事務局
76	134 修正前 176	第6章 基本構想を推進するため 大柱4 市民参画・協働 中柱(1)市民参画と協働の推進 現状と課題	最後の行の「や協働指針の改定などを検討して」を削除し、新たに「を進めて」を挿入されたい	市民協働につきましては、市民と職員が意見交換できる機会の充実や、市民活動団体の担い手の育成など、協働を推進するための実質的な取組を充実させることが強く求められていると認識しています。 したがいまして、協働指針の見直しに捉われず、取組を進めたいと考えているため、原案のとおりとします。		政策企画課
77	134 修正前 176	第6章 基本構想を推進するため 大柱4市民参画・協働 中柱(1)市民参画と協働の推進	人を集めることができないのなら、リーダー作りに力を入れるべき。リーダー育成セミナーなどは、「まち」単位でできないか。	市では、これまでにも、地域の担い手を育成することを目的として、市民を対象とする連続講座を開催していますが、今後も引き続き市民活動の支援のほか、講演会や講座等、様々な形で地域の担い手育成に取り組んでいきます。		政策企画課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え	修正	所管課
78	134 修正前 176	第6章 基本構想を推進するため 大柱4 市民参画・協働 中柱(1)市民参画と協働の推進	行政基本策定と具体的推進や現場行政には、自治基本条例が必須だと思いますが朝霞には残念ながら未だ条例がありませんので、今後、条例制定を市民とともに取り組み、この計画を進めたいと思います。 第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」 中柱(1)「市民参画と協働の推進」 1 現状と課題の最後の行を 自治基本条例の制定を目指し実現に取り組む。とする。 2 小柱2「参画と協働の仕組みの検討」の最後の行、条例の制定、指針の策定等について 「検討します。」を「取り組みます。」に訂正	市民協働につきましては、市民と職員が意見交換できる機会の充実や、市民活動団体の担い手の育成など、協働を推進するための実質的な取組を充実させることが強く求められていると認識しています。 したがいまして、協働指針の見直しに捉われず、取組を進めたいと考えているため、原案のとおりとします。		政策企画課
79	134 修正前 176	第6章 基本構想を推進するため 大柱4 市民参画・協働 中柱(1)市民参画と協働の推進	現状と課題の文章を以下のとおり変更すべき。 自治基本条例の制定を推進していきます。	前期基本計画の期間中、市民と職員が意見交換できる機会の充実や、市民活動団体の担い手の育成など、協働を推進するための実質的な取組を充実させることが強く求められていると認識しています。 したがいまして、自治基本条例の制定だけに捉われず、協働指針の見直し等も含め、幅広く取組を進めたいと考えているため、原案のとおりとします。		政策企画課
80	134 修正前 176	第6章 基本構想を推進するため 大柱4 市民参画・協働 中柱(1)市民参画と協働の推進 小柱②参画と協働の仕組みの検討	3行目「、指針策定等」を削除されたい	市民協働につきましては、市民と職員が意見交換できる機会の充実や、市民活動団体の担い手の育成など、協働を推進するための実質的な取組を充実させることが強く求められており、引き続き、協働指針の見直しを含め、幅広く取組を進めたいと考えています。		政策企画課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
81	134 修正前 176	第6章 基本構想を推進するため 大柱4 市民参画・協働 中柱(1)市民参画と協働の推進 小柱②参画と協働の仕組みの検討	「現状と課題」には、「自治基本条例の制定や協働指針の改定などを検討していくことが課題です。」とありますが、②には、検討する対象が「市民参画や協働のあり方などを定める条例」となっており、自治基本条例ということばはありません。自治基本条例も明記して頂きたいと思います。 また、前回のパブコメの回答には、「既に自治基本条例を制定した自治体からは、制定後に具体的な効果が見えない、実効性を伴う運用が難しい、などといった話も聞いています」とありましたが、流山市では自治基本条例に盛り込まれた住民提案制度が活用されており、草加市では、同様の条例に基づいて、市民参画が継続しています。したがって、工夫することにより、自治基本条例は実効性を持つことは可能です。	自治基本条例の制定や協働指針の改定については、現状と課題に文言を記載していますが、これらを含めた条例や指針についても幅広く検討していくことを後期基本計画の課題として認識しています。小柱②では、自治基本条例も含めた「市民参画や協働のあり方などを定める条例等」について幅広く検討していきます。 御意見をいただきましたように、条例の実効性は自治体により様々なようですが、まずは、より多くの市民に市政への関心を持っていただく必要があると考えており、市の情報発信や参画の機会の充実等に継続して取り組んでいきます。		政策企画課
82	134 修正前 176	第6章 基本構想を推進するため 大柱4 市民参画・協働 中柱(1)市民参画と協働の推進 小柱②参画と協働の仕組みの検討	タイトルを「参画と協働の仕組みづくりの推進」としていただきたい。	本市の課題を適切かつ効果的に解決していくためには、まちづくりに关心を持ち、市政に参画、協働していただける市民が今後も増えていくことが必要であると考えています。 御指摘のとおり、検討で終わることなく、参画と協働の機会を増やしたいと考えていることから、小柱の名称を修正します。	有	政策企画課
83	134 修正前 176	第6章 基本構想を推進するため 大柱4 市民参画・協働 中柱(1)市民参画と協働の推進 小柱②参画と協働の仕組みの検討	小柱の名称が、前期に引き続き「検討」となっている。「検討」で終わらせないでほしい。小柱の名称を、「参画と協働の仕組みづくりの推進」に変えた方が良い。	引き続き、多くの市民がまちづくりに关心を持ち、市政に参画、協働していただける仕組みを検討する必要があると考えていますが、検討で終わることなく、参画と協働の機会を充実させる必要があることから、御指摘のとおり修正します。	有	政策企画課
84	134 修正前 176	第6章 基本構想を推進するため 大柱4 市民参画・協働 中柱(1)市民参画と協働の推進 小柱②参画と協働の仕組みの検討	②のタイトルが「参画と協働のための仕組みの検討」となっていますが、検討をいつまで行うのでしょうか？検討する事項は残されていると思いますが、仕組みづくりや仕組みの充実を図ることが必要です。そこで、「参画と協働のための仕組みづくりの推進」としたら、いかがでしょうか。	引き続き、多くの市民がまちづくりに关心を持ち、市政に参画、協働していただける仕組みを検討する必要があると考えていますが、検討で終わることなく、参画と協働の機会を充実させる必要があることから、御指摘のとおり修正します。	有	政策企画課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
85	134 修正前 176	第6章 基本構想を推進するため 大柱4 市民参画・協働 中柱(1)市民参画と協働の推進 小柱②参画と協働の仕組みの検討	協働は1つの部署だけが担うのではなく、職員一人一人が協働推進の意識を持ち、全庁で協働を推進していくためには組織的対応が必要で、協働推進課・協働推進委員会の設置は不可欠だと思います。市民が協働に関して発言する正式な組織の設置を是非にもお願いします。	いただいた御意見のとおり、1つの部署だけが担うのではなく、職員一人一人が意識を持ち、全庁で協働を推進していく必要があると考えております。新たな課の設置や委員会の設置も1つの手段ではありますが、それに捉われず、推進や改善について検討していきます。		政策企画課
86	134 修正前 176	第6章 基本構想を推進するため 大柱4 市民参画・協働 中柱(1)市民参画と協働の推進 小柱②参画と協働の仕組みの検討	以下のとおり、「条例の制定を進めます。」とし、「指針の策定等」以降を削除する。	前期基本計画の期間中、市民と職員が意見交換できる機会の充実や、市民活動団体の担い手の育成など、協働を推進するための実質的な取組を充実させることが強く求められていると認識しています。 自治基本条例の制定だけに捉われず、協働指針の見直し等も含め、幅広く取組を進めたいと考えているため、原案のとおりとします。		政策企画課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
87	135 修正前 177	第6章 基本構想を推進するため 大柱4 市民参画・協働 中柱(2)情報提供の充実と市民ニーズの把握	<p>市民からの貴重な意見を市政に生かすために次のことを行なうことをパブリックコメントに取り入れるよう提案します。</p> <p>◆ 2010年1月に実施された「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本整備計画（素案）」のパブリックコメントにおいて、聞き置くだけのアリバイづくりのパブコメから本当に市民の意見を取り入れようとする試みが実施され、パブコメに参加した58名の市民からは高い評価を受けました。</p> <p>今回のパブコメにおいても2010年1月に実施された先進的事例を水平展開し、実施されたい。</p> <p>● 2010年1月に実施されたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出意見382件に全てに個別に回答を行い、提出者全員に回答書を送付した。 パブコメ参加者を対象とした説明会を後日開催し、意見交換を行い、出された意見を整備計画書に反映させた。 <p>【具体的提案事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 提出者全員に個別事項毎の回答を郵送で行うこと。 ② 貴策定委員会においてパブコメ参加者と意見交換をする場を設けること 	<p>パブリック・コメントの公表については、市政情報コーナーをはじめとした各所への配架や市ホームページへ掲載することにより、広く市民の皆様にご覧いただける方法で行うこととしています。</p> <p>パブリック・コメント制度を補完する個々の工夫や取組みなどについては、それぞれの案件ごとに検討するとともに、府内での情報共有に努めていきます。</p> <p>なお、総合計画後期基本計画の策定においては、御提案のように個別にパブリック・コメントの回答を行うものではありませんが、本素案に係るパブリック・コメントの実施期間中に市民意見交換会を開催しており、御提案の趣旨に沿った形で、その場で市の職員と市民とが意見交換が行えるような機会を設けました。</p>		市政情報課、政策企画課
92	136 修正前 178	第6章 基本構想を推進するため 大柱5 行財政 中柱(1)総合計画の推進	全般的に基本計画は、基本的構想に基づき市はどういう事業をやるか、市民に何をやって貰うかを明確にした計画に基づき市民と意見交換したい。	<p>総合計画の基本計画は、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的に示したものですが。どのような施策に取り組むかなど、さらに具体的なことについては、各分野の個別計画や毎年度見直しをかけながら策定している実施計画に記載しています。</p> <p>市民が十分な理解のもとに意見交換に臨めるよう、事前の情報提供や計画内容の説明方法を工夫していきます。</p>		政策企画課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
93	136 修正前 178	第6章 基本構想を推進するため 大柱5 行財政 中柱(1)総合計画の推進	基本計画の総論と各論セットの計画を基本計画として欲しい。行政の計画システムの無理解の事多々あると思います。しかし民間企業方式の参考検討を期待します。	総合計画の基本計画は、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的に示したもので、詳細については、各分野の個別計画や毎年度策定している実施計画に記載するものとしています。このうち実施計画は、前年度の事業に対する行政評価の結果から施策の進捗状況を踏まえた上で、次年度予算と連動させて策定しています。P D C Aサイクルに沿って効果的に事業を実施できるよう、計画行政に取り組んでいます。		政策企画課
88	138 修正前 180	第6章 基本構想を推進するため 大柱5 行財政 中柱(3)公共施設の効果的・効率的な管理運営	各インフラ更新事業ですが、かなりの予算計上必要。具体的な更新内容と、各インフラ予算計上と工事内容を市民に理解して貰うこと必要。	道路、橋梁、上下水道などのインフラの維持管理や長寿命化対策については、公共施設等総合管理計画に基づく分野別の個別施設計画を策定しています。 今後も計画的に長寿命化対策を実施するとともに、計画の内容等につきましても周知に努めます。		政策企画課
89	138 修正前 180	第6章 基本構想を推進するため 大柱5 行財政 中柱(4)適正かつ効率的な行政事務の遂行	実行段階で民間企業の力を活用することを期待します。 例えば、成果連動型契約、副業人材の活用など。効率よく税金を活用することにつながると思います。皆さんの業務も楽になると思います。	本市では、行政改革の取組の一つとして、質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供するため、行政サービスのオープン化に取り組んでおり、調査、研究を通じ、指定管理者制度の活用をはじめ、学校給食調理業務の一部を民間委託するなど、可能な事業についてアウトソーシングを実施しています。 御提案いただいた、成果連動型契約や副業人材の活用などの新しい手法については、この枠組みにおいて今後調査研究し、時代に合った効果的な取組を実施していきます。		政策企画課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
90	139 修正前 181	第6章 基本構想を推進するため 大柱5 行財政 中柱(5)機能的な組織づくりと人材育成 小柱②職員の能力開発と人材育成	「人材育成方針」の中に、職員に求められる意識の一つとして「協働意識」がありますので、協働に関する研修を定期的に実施することを要望します。	職員課では、市民との協働を所管する部署を対象に、研修専門機関に職員を派遣しています。 また、政策企画課においては、市民参画と協働に対する理解を深めるため、定期的に職員研修を実施しています。 今後におきましても、関係部署と連携しながら、職員の育成を推進していきます。		職員課、政策企画課
91	180 26 修正前 40 68	政策を立案・推進する際の留意点（ポイント） 社会の潮流・まちづくりの課題	40ページ（修正後180ページ）「参加と協働によるまちづくり」の③に「参加と協働」、また、68ページ（修正後26ページ）「(13)市民参画・協働の推進」とありますが、協働・連携・共催などの考え方が府内で共有されていないので、市民に指針を提示するといい。 共催は個の団体とはできない。 実行委員会ならいいと言われ続けてきましたが。実行委員会とは：という共有の認識がない。府内掲示する催事のポスターなども掲示要項もないで職員の裁量に委ねられているように感じられます。協働・連携・共催・主管などの要項づくりが必要だと思います。	朝霞市市民協働指針において、共催・事業協力・委託・後援等の協働の形態について定めています。このうち共催については、幅広い分野の数多くの団体が関わるものなど、会の開催趣旨等を踏まえ、実行委員会との共催の形で開催することがありますが、共催を実行委員会に制限するものではありません。御意見を踏まえ、改めて府内に周知します。		政策企画課、財産管理課
94	—	その他	朝霞台でフードパンtriesを充実させてほしい。	フードパンtriesは、市内の子ども食堂を中心に、ひとり親家庭や貧困家庭の食を支援するため自主的に取り組んでいただいており、その中には朝霞台方面で活動する子ども食堂もあります。本市では、市内の子ども食堂が集まって連絡・協議する「あさか地区こども食DOネット」などを通じて、フードパンtriesの充実について、働きかけていきたいと考えています。		こども未来課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
95	一	その他	教育に力を入れていることをアピールすると、子育てしやすいまちとして移り住んでくる。アピールに力を入れてほしい。	朝霞市教育委員会では「21世紀を心豊かに生きる力をはぐくむ朝霞の教育」を目標に掲げ、本市の教育振興に着実に取り組んでいるところです。今後も、市民の皆様が安心して子育てしやすいまちとして実感がわくよう教育全体をレベルアップとともに積極的にアピールしていきます。		教育指導課
96	一	その他	計画に関する意見ではありませんが、残菜排出削減に向けて、現場で頑張ってもらいたい。	給食の残菜量は、児童・生徒の嗜好に献立が合うかによって変わるために、栄養士が工夫を凝らした献立を立てることで、削減するように努力しています。 今後におきましても、残菜排出削減に努めています。		学校給食課
97	一	その他	ストリートテラスは若者が参加できるイベントで非常に良かったので、今後も引き続きこのようなイベントを開催してほしい。	令和2年10月24日（土）に朝霞駅前商店会の主催により開催された「ASAKA STREET TERRACE」は、商工会と市が後援し、デザイン性のある空間演出を地域の若手活動家集団にお願いするなど、コラボレーションの力を利用し商店街の再生に結びつくようなイベントでした。今後も、このような多ジャンルのコラボレーションにより生み出される力を活用したイベントの開催を検討していきます。		産業振興課
98	一	その他	市の計画や主要な施策だけでなく、本市民意見交換会のようなイベントについても、企画の段階から市民も関わりたい。市民にとってより良いものとするため。	市民意見交換会やワークショップについては、市の重要な政策や計画に市民の意見を反映するための重要な仕組みとして捉えています。 いただいた意見を参考に、今後もその充実に取り組むよう全庁に働きかけていきます。		政策企画課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
99	—	その他	市民の意見、パブコメも反映し、よりよい計画と実行を希望します。	後期基本計画の策定においては、計画づくりの早い段階から市民の意見が反映されるように、分野別市民懇談会、キーパーソン・ミーティング、小中学生及び青少年の声を聴く機会など、各種の市民参画の機会を充実させてきました。また、その一環として、骨子（案）が決定した中間段階でパブリック・コメントを行っています。各部署においても今後このような取組が広がるように、市民参画の機会の充実について全庁に働きかけていきます。		政策企画課
100	—	その他	市民の参画・協働について、企画も一緒に考えたいと思いますので、よろしくお願いします。これからの共生社会のためには、市民参画が欠かせないと思っています。	市における取組をニーズに合った内容としていくためには、市民の意見を伺いながら企画していくことが重要だと考えています。今後も機会の充実について取り組み、全庁に働きかけていきます。		政策企画課
101	—	その他	主権者教育を学校単位ではなく「まち」単位でできないか。主権者教育が必要なのは子どもだけではないと思います。	御意見を踏まえ、学校に限らず、主権者教育が広がり、市民がまちづくりに興味を持つきっかけが増えるよう、引き続き取り組んでいきます。		政策企画課
102	—	その他	住民にインセンティブを提示しながら住民サービスを実施してほしい。	住民サービスにつきましては、サービスを実施する理由や効果などの情報を的確に伝えることが肝要であると考えております。 今後におきましても、市の施策について広く周知していくことを念頭におきながら、効率的かつ効果的な行政事務を実施していきます。		政策企画課

番号	頁	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
103	一	その他	市でできる様々な仕事を、社協などにお願いしてみてはどうか。	朝霞市障害者ふれあいセンターや各児童館等の管理及び運営を朝霞市社会福祉協議会に委託しておりますが、今後におきましても、効率に行政事務を行うよう検討します。		政策企画課
104	一	その他	ダイチャリを使って市内の観光的な場所を巡れるようにした方がよい。	ダイチャリ（シェアサイクル）は市内を巡っていくための交通手段として大変有効であると考えていますので、市内の観光スポットを周知する際には合わせてダイチャリ（シェアサイクル）の利用についても御案内していきます。		シティ・プロモーション課

第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）に係るパブリック・コメント

事務局による修正

番号	頁	見出し等	修正内容
1	—	全般	後期基本計画の構成を「第1部 後期基本計画」「第2部 第5次朝霞市総合計画 総論」「第3部 第5次朝霞市総合計画 基本構想」「第4部 資料編」に変更しました。
2	—	全般	資料編（修正後P. 141以降）に「策定の経過」、「用語解説」等を追加。
3	—	全般	「関連する個別計画」欄内から令和2年度以前で終わっている計画を削除。
4	—	全般	「関連する個別計画」欄内から「：予定」と「；予定」を削除。
5	4 修正前 46	序論 3 人口・財政に関する整理 (1) 人口 ■人口動態・将来人口推計	人口減少に転じる年度を「令和22（2040）年」から「令和32（2050）年」に修正。
6	18 修正前 60	序論 4 基本概念（コンセプト）の実現状況	【アンケートの例】について、例文及び写真を変更。
7	56 修正前 98	第2章 健康・福祉 大柱3 高齢者支援 中柱(2)自立のためのサービスの確立	主な関連指標の推移の表記を「介護認定者数」を「要介護認定者数」に修正。
8	79 修正前 121	第3章 教育・文化 大柱4 地域文化 中柱(1)歴史や伝統の保護・活用 小柱①文化財の保護・活用・伝承支援	表記を「また野謡、獅子舞などの」から「また根岸野謡、溝沼獅子舞などの」に修正。

番号	頁	見出し等	修正内容
9	79 修正前 121	第3章 教育・文化 大柱4 地域文化 中柱(1)歴史や伝統の保護・活用 小柱③小中学校等と連携した学習活動	小柱を「③小中学校等と連携した学習活動」から「③小・中学校等と連携した学習活動」に修正。また、文中の「小中学校等が」から「小・中学校等が」に修正。
10	107 109 115 修正前 149 151 157	第5章 都市基盤・産業振興	表記を「涵養」から「かん養」に修正。
11	106 修正前 148	第5章 都市基盤・産業振興 大柱3 緑・景観・環境共生	関連する個別計画の表記を「朝霞市景観計画（平成27年度～）」から「朝霞市景観計画（平成27年度～令和16年度）」に変更し、「朝霞市景観計画（平成28年～）」を削除。
12	136 修正前 178	第6章 基本構想を推進するために 大柱5 行財政 主な成果指標	「維持管理経費の削減率」から「維持管理費の削減率」に修正。 併せて、指標の説明を修正。
13	148 修正前 8	総論 第2章 総合計画策定の背景・前提 2 人口・財政・都市計画に関する整理 (1)人口 ①人口統計等による朝霞市の特徴 ■世帯の構成～一人暮らしの増加～	表記を「資料：国勢調査（平成26年版）」から「資料：国勢調査」に修正。